第十三条第一項中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第十一項中「評価・換算差額等」を「その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金」に改める。

第十六条第二項第五号中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改める。

第七十六条第二項第五号を次のように改める。

五　存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第三条　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項第五号を次のように改める。

五　存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会

（農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第四条　農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

附則別紙様式第一号の表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

附則別紙様式第二号の表中

コア資本に算入される評価・換算差額等	
うち、退職給付に係るものの額	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	

を

コア資本に係る調整後少数株主持分の額	

に改め、同表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

別紙様式第二号の表中

コア資本に	
うち、退	
コア資本に	

を

コア資本に係る調整後少数株主持分の額	

に改め、同表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

別紙様式第一号の表注(1)ｇ中「経過する」の下に「日」を加える。

別紙様式第二号の表中「算入される評価・換算差額等」を「コア資本に係る調整後少数株主持分の額」に改め、同表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

別紙様式第二号の表中

算入される評価・換算差額等	
職給付に係るものの額	
係る調整後少数株主持分の額	

を

コア資本に係る調整後少数株主持分の額	

に改め、同表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

別紙様式第二号の表注(1)ｇ中「経過する」の下に「日」を加える。

第五条　漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第五号）の一部を次のように改正する。

附則別紙様式第一号の表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

附則別紙様式第二号の表中

コア資本に係る調整後少数株主持分の額	

を

コア資本に算入される評価・換算差額等	
うち、退職給付に係るものの額	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	

に改め、同表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

別紙様式第一号の表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

別紙様式第二号の表中

コア資本に係る調整後少数株主持分の額	

を

コア資本に	
うち、退	
コア資本に	

に改め、同表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

別紙様式第一号の表注(1)ｇ中「経過する」の下に「日」を加える。

別紙様式第二号の表中

コア資本に算入される評価・換算差額等	
うち、退職給付に係るものの額	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	

を

コア資本に係る調整後少数株主持分の額	

に改め、同表注(1)ｃ中「事業法人等」の下に「向け」を加える。

別紙様式第一号の表注(1)ｇ中「経過する」の下に「日」を加える。

第六条　農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第二号中「厚生年金基金」を「年金基金」に改める。

附則別紙様式第二号の表中「特別目的会社を除く」を「特別目的会社等を除く」に改める。

別紙様式第二号の表中「特別目的会社を除く」を「特別目的会社等を除く」に改め、同表注⑹ｄ中「限る）に」を「限る。）に」に改める。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十六年三月三十一日（次条において「適用日」という。）から適用する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から適用する。

一　第一条中農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第七十六条第二項第五号の改正規定

二　第二条中漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第七十六条第二項第五号の改正規定

三　第三条の規定

四　第六条中農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項第三条第五項第二号の改正規定

（評価・換算差額等に係る経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この項において「新農協告示」という。）第十二条第一項第二号の評価・換算差額等のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。